

備後圏域周遊観光推進事業委託プロポーザル
募集要項

1 業務の目的

備後圏域連携中枢都市圏（以下「備後圏域」という。）の周遊観光を促進するため、備後圏域の観光資源を巡る周遊キャンペーンを実施する。また、備後圏域への誘客促進を目的とした情報発信及び旅行会社による旅行商品の造成につなげるため、国内外の旅行会社を招聘するFAMツアーを実施する。

2 業務の概要

（１）業務名

備後圏域周遊観光推進事業

（２）業務内容

別紙「備後圏域周遊観光推進事業委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から２０２７年（令和９年）２月２６日（金）まで

（４）委託費

３，０００千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限額とする。

3 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。

また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と契約を締結する。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- （３）この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- （４）福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。（福山市における納税義務のない者は申立書（様式３）を提出すること。）
- （５）国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

5 参加申込の手続等

(1) 参加申込先

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市経済環境局文化観光振興部観光戦略課

電 話：084-928-1043

FAX：084-928-1736

E-mail：kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2026年（令和8年）8月21日（金）
募集要項等の配付期間	公告の日から同年9月3日（木）午後5時まで
質問書の受付期間	公告の日から同年8月28日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	同年9月1日（火） 回答は、福山市ホームページに掲載します。
参加申込書・企画提案書の受付期間	公告の日から同年9月3日（木）午後5時まで
参加資格確認結果通知	同年9月4日（金）
プレゼンテーションの実施	同年9月7日（月）午前
選定結果通知	同年9月9日（水）（予定）

(3) 募集要項等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から2026年（令和8年）9月3日（木）まで（ただし、土・日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所

（1）に同じ。

※本市ホームページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）からもダウンロードできます。

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書の受付期間

公告の日から2026年（令和8年）8月28日（金）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を参加申込先

（E-mail：kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp）宛てにファイル（ファイル形式：Microsoft Word）を添付し提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※メール送信の際は、件名に「（貴社名）備後圏域周遊観光推進事業に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

6 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2026年（令和8年）9月3日（木）午後5時まで（郵送の場合は、2026年（令和8年）9月3日（木）午後5時必着）

(2) 提出場所

5（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出書類及び部数

次のアからクまでの書類（イ、ウ、エ及びオについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）を作成し、各1部を提出すること。

ア 参加申込書（様式2）

イ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ 市税の完納証明書（福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの（原本）。
なお、福山市における納税義務のない者は、申立書（様式3）を提出すること。）

エ 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの（写しでも可）。）

オ 印鑑証明書（原本）

カ 使用印鑑届（様式4）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

キ 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

ク 誓約書（様式6）

7 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2026年（令和8年）9月3日（木）午後5時まで（郵送の場合は、2026年（令和8年）9月3日（木）午後5時必着）

(2) 提出場所

5（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出書類及び部数

次のアからエまでの書類を作成し、提出すること。ただしアは1部、イからエについて

は9部（正本1部、副本7部、PDFの副本データ1部）を提出し、副本には提案者が特定できる表記やマーク等は記入しないこと。

ア 企画提案書提出書（様式7）

イ 企画提案書

ウ 業務実施体制（様式8）

エ 見積書

（5）企画提案書の様式

ア 提案書は、可能な限り分かりやすく、平易な表現を用いること。

イ 提案書は、A4サイズ、横書き、両面カラー印刷とし、20ページ以内（表紙を除く）とすること。各ページにはページ番号を付与し、ステープラーで綴じること。なお、図・表についてはA3サイズ折込も可とする。（1枚を2ページ分として換算）

ウ 文字サイズは、11ポイント以上を使用すること。

8 プロポーザル参加資格の確認

6で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

（1）参加資格確認結果の通知

2026年（令和8年）9月4日（金）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

9 企画提案書の評価及び評価基準

7で提出された企画提案書をもとに、備後圏域周遊観光推進事業事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

（1）プレゼンテーションの実施

ア 実施日・場所

2026年（令和8年）9月7日（月） 福山市役所本庁舎

イ 実施方法

別表の評価基準及び評価項目に基づき、プレゼンテーション及び委員からの質疑を実施し、評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1者、次順位者1者を特定する。評価点が基準点全体の60%未満（評価委員の合計点の平均が60%未満）の場合は、交渉権者として選定しない。

ウ 開催時間

午前を予定（詳細は後日通知）

エ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション15分以内

審査委員からの質疑20分程度

オ プレゼンテーション出席者

3名以内

※ 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

- ※ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ※ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。
- ※ プレゼンテーションで使用する資料は、7（4）で提出された提案書のみとする。
- ※ 参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

（3）選定結果の通知

2026年（令和8年）9月9日（水）

プレゼンテーション参加者全員に選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではなく、通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

（4）評価結果の公表

評価結果については、本市ホームページにて公表する。

（5）企画提案書の提出が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出がない場合は、本件プロポーザルを取り止める。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

（6）評価点が同点になった場合の取扱い

評価点の合計が同点の場合は、評価委員会の多数決により順位を決定する。

10 契約の締結

- （1）本業務の契約は、評価委員会を経て受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、再度見積もりを徴した上、締結する。
- （2）仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と福山市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が7（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- （3）受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位の提案者と契約交渉を行う。

11 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （2）2（4）の委託費を超えた見積書を提出した場合
- （3）評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- （4）募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- （5）その他市の指示に違反する場合

12 その他の留意事項

- （1）参加申込書、企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用等は、全て

参加者の負担とする。

- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (6) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (7) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (8) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (9) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (10) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (11) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (13) 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- (14) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (15) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、福山市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (16) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律を遵守し、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止など安全管理措置を講じること。また、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- (17) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。